

青森市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の制定について

1 制定理由

高齢者の在宅福祉の向上を図ることを目的に平成9年11月に設置した青森市合浦デイサービスセンターについて、指定管理者である一般社団法人慈恵会から事業継続が困難であるとの申出を受け、安定的な事業運営が困難であること及び設備の老朽化等を踏まえ、青森市合浦デイサービスセンターを廃止するため、所要の改正をするものである。

○青森市合浦デイサービスセンター

住 所：青森市港町3丁目11番1号 市営住宅合浦団地1階

設置年月日：平成9年11月1日

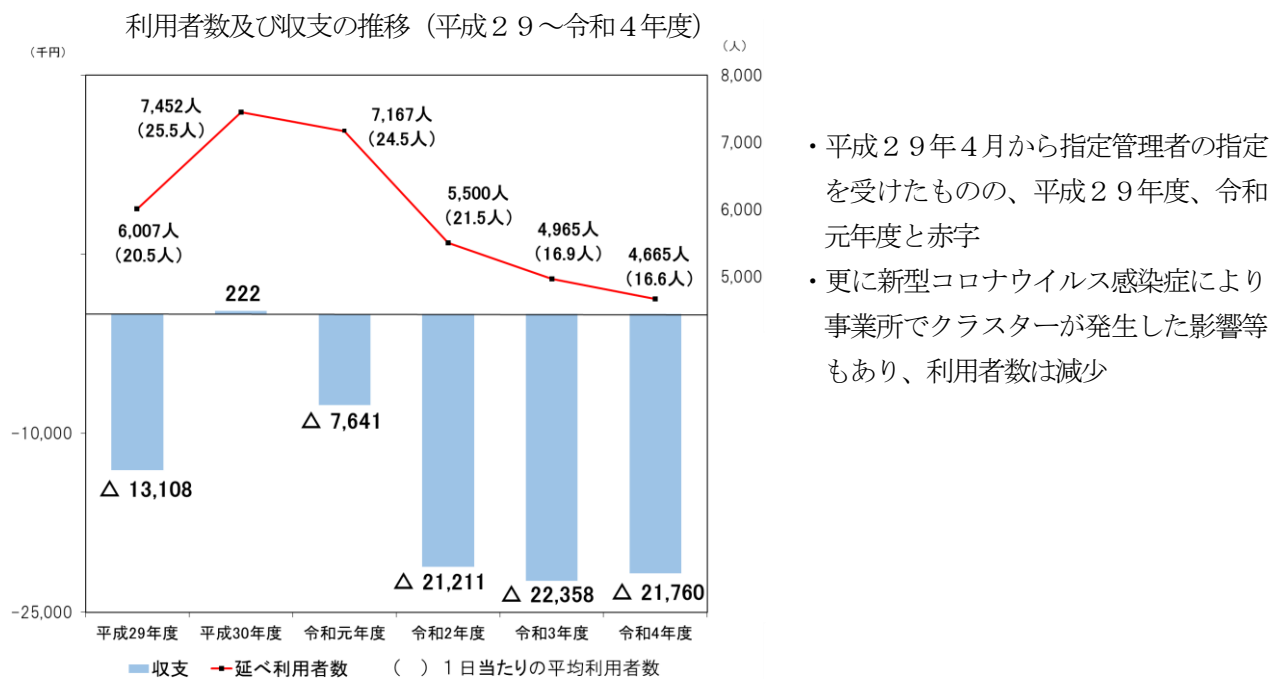
定 員：30名

指定管理者：一般社団法人慈恵会（理事長：丹野智宙）

指定管理期間：令和4年4月1日～令和9年3月31日

※慈恵会は平成29年4月1日から指定管理者となっている。

2 青森市合浦デイサービスセンターの経営状況



3 廃止理由

- ・利用者数の減少等により毎年度赤字が続いていること
 - ・設備等の老朽化が著しく、今後の改修に多額の費用を要すること
 - ・デイサービスについては、事業所数が増えてきており（H9：5事業所、R5：91事業所 4/1時点）、利用者の選択肢が広がっているため、青森市合浦デイサービスセンターの利用者数はコロナ禍前の水準に戻ることが見込めず、安定的な事業運営が困難であることを踏まえ、青森市合浦デイサービスセンターを廃止する。
- なお、現在の利用者57名（8月1日時点）については、他の事業所で受入が可能な状況である。

4 スケジュール

- ・ 8月 令和5年第3回定例会 条例改正案提出
- ・ 10月～12月 利用者の新たな受入先の調整
- ・ 12月29日 合浦デイサービスセンターの廃止

5 改正内容

青森市合浦デイサービスセンターに係る規定を削除する。

6 施行期日

令和5年12月29日